

【表紙】

| | |
|--|-------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年8月18日提出 |
| 【発行者名】 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 桑畑 卓 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 藤田 剛志 |
| 【電話番号】 | 03-5219-5700 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | L M・ユーロ毎月分配型ファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

LM・ユーロ毎月分配型ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に1.10%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年8月19日から2021年2月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（ 9 ） 【 払込期日 】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 1 2 ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、ユーロ短期金利水準の分配を毎月行い、ユーロ原資産元本の安定した運用成果を目指します。

* 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型投信 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|------------------------------|------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | | |
| 債券 | | | ファミリーファンド | あり () |
| 一般 | 年6回 | 欧州 | | |
| 公債 | (隔月) | | | |
| 社債 | | アジア | | |
| その他債券 | 年12回 | | | |
| クレジット属性 () | (毎月) | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (債券・一般)) | その他 () | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () | | エマージング | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券・一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げ

る資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

特色1 ユーロベースでの元本の安定を目指します

- 主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。
- 原則としてBBB-/Baa3格以上の格付を付与されている債券に投資し、ポートフォリオの平均格付はA-/A3格以上を維持します。

(投資対象とする有価証券の組入制限)

| | |
|---------------------|------------|
| 国債(OECD加盟国の発行するもの) | AA-/Aa3格以上 |
| 国際機関債 | AAA/Aaa格 |
| コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書 | A2/P2格以上 |
| 固定利付債券 | 残存期間 3年以内 |

※個別銘柄の格付制限は、S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関から付与された格付を基準とします。

- 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション*(金利感応度、平均残存期間)を、通常0.1年～1.0年(最大1.5年)とし、金利変動リスクの回避を目指します。

*実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション(金利感応度、平均残存期間)をいいます。

- 対円での為替ヘッジを行わないため、基準価額は円とユーロとの為替相場の変動の影響を受けます。

※ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。

(注)資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3 運用はウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

WESTERN ASSET

ウエスタン・アセット

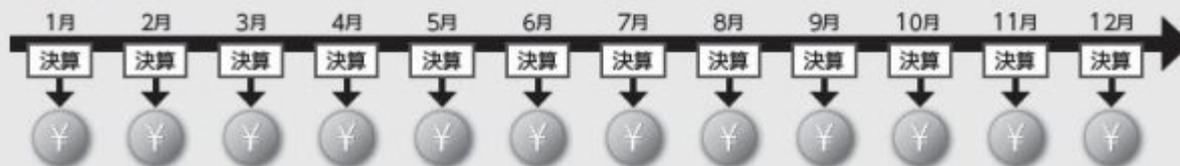
- －設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- －運用資産約4,480億米ドル。(約49兆円)*

*2020年3月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年3月末現在の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=108.83円)によります。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

- －マザーファンドの投資顧問会社
- －運用資産約316億米ドル。(約3兆円)*

(注)2020年5月末現在の情報をもとに作成しております。

特色4 毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います**収益分配のイメージ**

(注)上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 信託財産に属するBBB/Baa格付(BBB+/Baa1格~BBB-/Baa3格)を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」といいます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた配当等収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

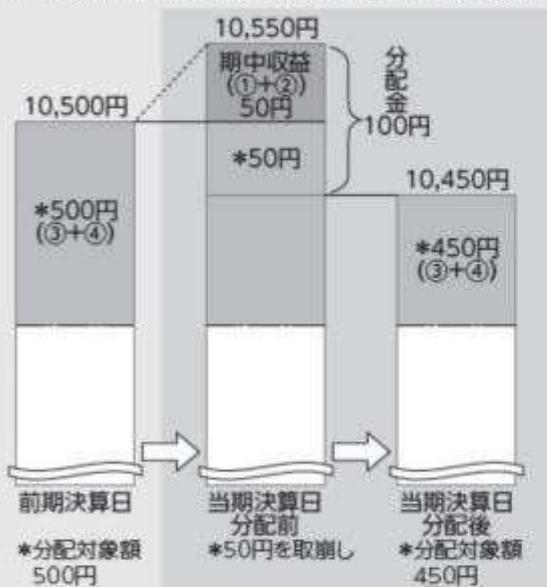
投資信託で分配金が支払われるイメージ



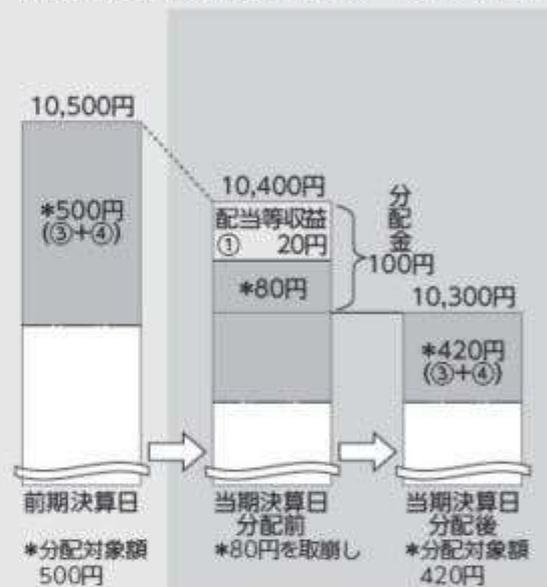
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



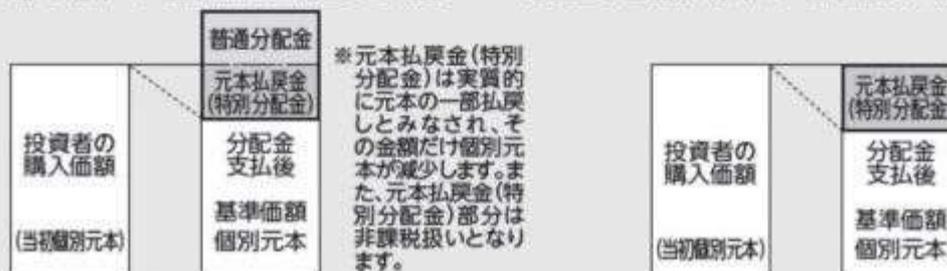
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年6月18日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006年1月1日

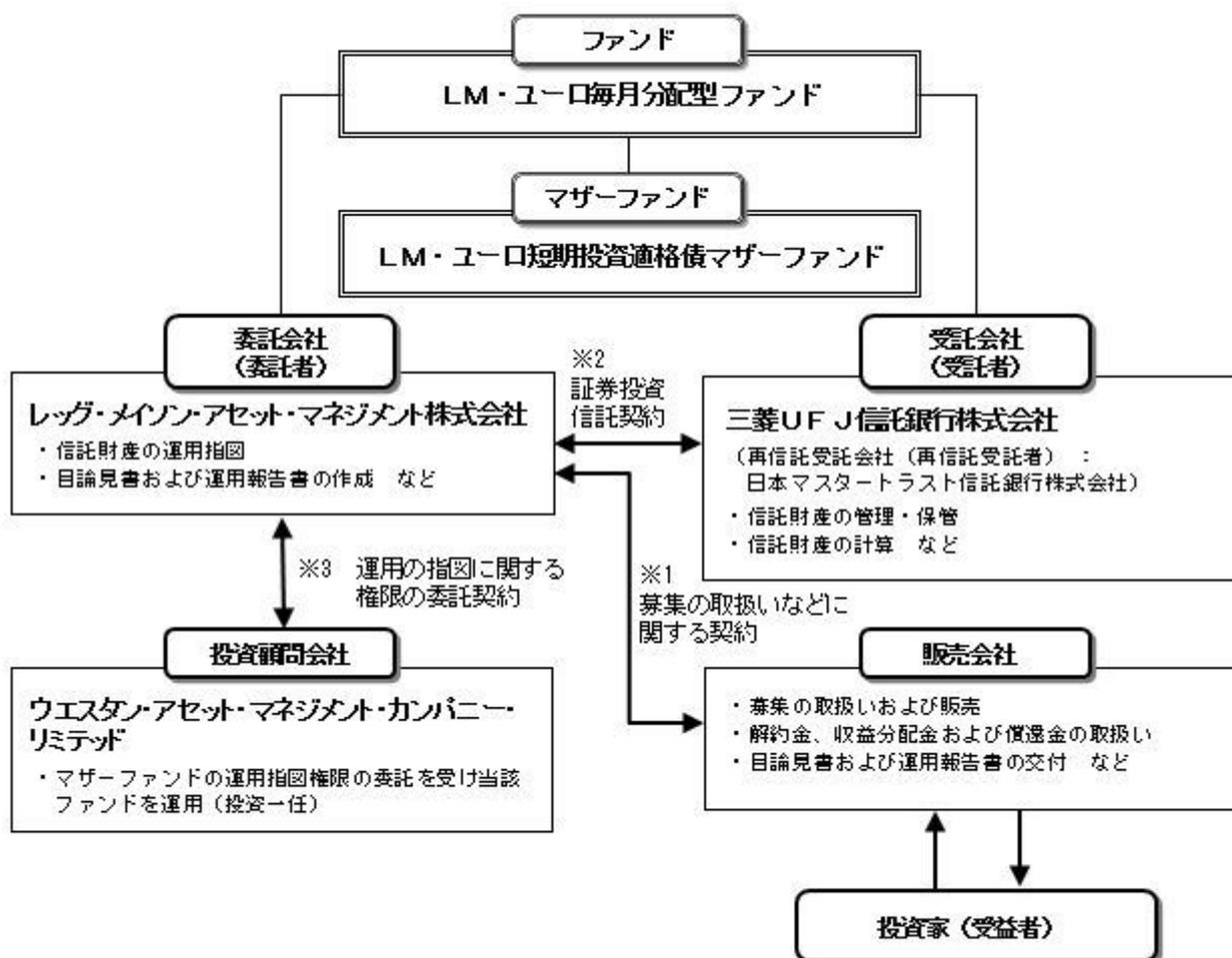
- ・当ファンドの名称を「シティ・ユーロ毎月分配型ファンド」から「LM・ユーロ毎月分配型ファンド」に変更
- ・マザーファンドの名称を「シティグループ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」から「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」に変更

2006年4月28日

- ・投資顧問会社を「シティグループ・アセット・マネジメント・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2020年5月末現在）

- 1) 資本金
1,000百万円

2) 沿革

| | |
|-------------|--|
| 1998年4月28日 | ソロモン投信委託株式会社設立 |
| 1998年6月16日 | 証券投資信託委託会社免許取得 |
| 1998年11月30日 | 投資顧問業登録 |
| 1999年6月24日 | 投資一任契約に係る業務の認可取得 |
| 1999年10月1日 | スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更 |
| 2001年4月1日 | 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更 |
| 2006年1月1日 | 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引業登録 |

3) 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|-------------|--|---------|------|
| レグ・メイソン・インク | アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市 インターナショナル・ドライブ100 | 78,270株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ユーロ建ての欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

主たる投資対象である公社債は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス(以下、総称して「指定格付機関」といいます。)のうち1社以上の格付機関からBBB - / Baa 3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA - / A 3格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA 2 / P 2格以上の格付を付与されているものとします。

投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAA - / Aa 3格以上の格付けを付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA / Aaa格を付与されているものとします。

原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が3年以内のものとします。

主としてユーロ建ての債券に投資します。また、ユーロ建て以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜LM・ユーロ毎月分配型ファンド＞

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第25条、第26条及び第27条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち、2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の1)の口)から二)までに掲げる特定資産及び上記の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

< LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド >

主としてユーロ建ての欧州の債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第15条、第16条及び第17条に定めるものに限りません。)に係る権利
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者(投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券(転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。)
 - 5) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)から6)までの証券の性質を有するもの
 - 8) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 10) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 - 11) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)から5)までの証券及び7)の証券のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の1)の口)から二)までに掲げる特定資産及び上記の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

< LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド >

運用の基本方針

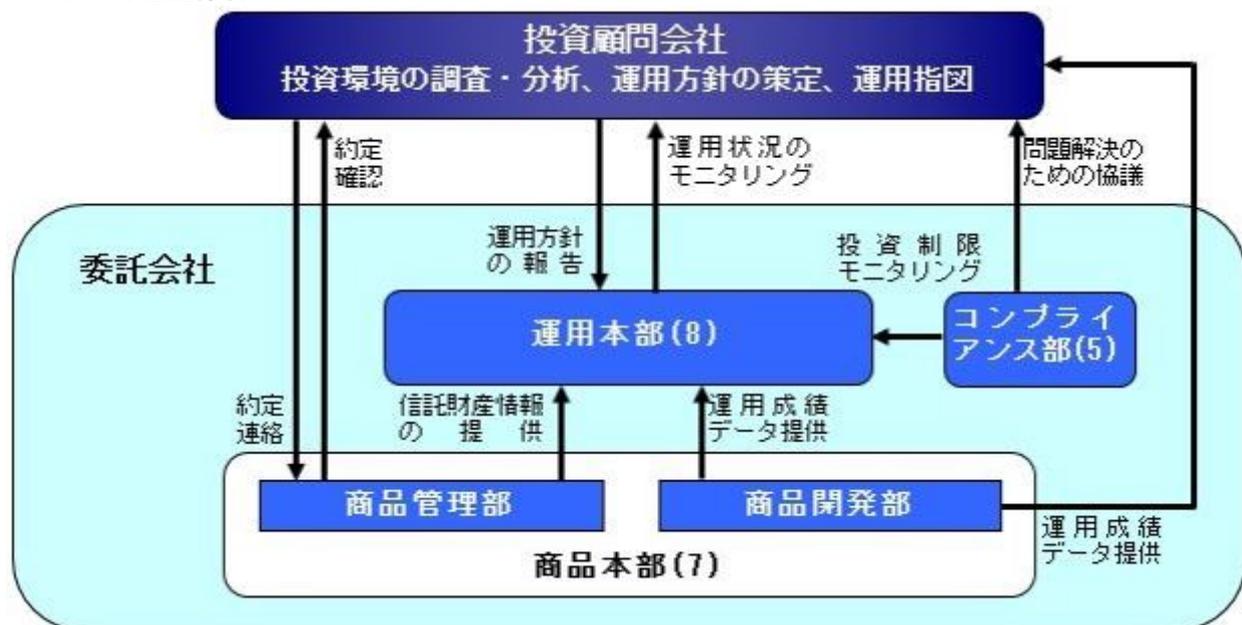
| | |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、主としてユーロ建て債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産のユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。 |
| 主な投資対象 | 主としてユーロ建ての欧州の債券を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>主として、ユーロ建ての欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。</p> <p>金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。</p> <p>主たる投資対象である公社債は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス（以下、総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の格付機関からBBB - / Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA - / A3格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA2 / P2格以上の格付を付与されているものとします。</p> <p>投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAA - / Aa3格以上の格付けを付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA / Aaa格を付与されているものとします。</p> <p>原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が3年以内のものとし、</p> <p>主としてユーロ建ての債券に投資します。また、ユーロ建て以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。</p> <p>有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。</p> <p>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。</p> <p>当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 主な投資制限 | 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 信託財産に属するBBB / Baa格付（BBB+ / Baa1格、BBB / Baa2格、BBB- / Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 収益分配 | 収益分配は行いません。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 |
| その他 | |
| 委託会社 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

（３）【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。

ファンドの運用体制



括弧内は各部署に属する人数を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解決に向けた措置をとります。

商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要に応じて投資顧問会社にフィードバックします。

運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。

上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

上記体制は2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について審議されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

上記体制は2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託者が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース(一般コース) >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

< LM・ユーロ毎月分配型ファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 2) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 信託財産に属するBBB/Baa格付(BBB+/Baa1格、BBB/Baa2格、BBB-/Baa3格)を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とす

る金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を

指図するものとします。

二) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下二）において同じ。）が、信託財産に属するユーロ以外の通貨建て資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ) 八) および二) においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヘ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ト) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ) 12) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ) 12) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下12) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下12) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

13) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

14) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をする

ことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ)イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

16) 公社債の借入れ

イ)委託者は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ)イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

18) 外国為替予約の指図

イ)委託者は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属するユーロ以外の通貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ロ)イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

19) 資金の借入れ

イ)委託者は、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ)イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

ハ)ロ)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド >

1) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

2) 信託財産に属する BBB / Baa 格付 (BBB + / Baa 1 格、 BBB / Baa 2 格、 BBB - / Baa 3 格) を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。

3) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4) 先物取引等の運用指図

イ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。))及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設

するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、4)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建て資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ4)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ4)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

5) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

八) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

八) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

二) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、ユーロ以外の通貨建て資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

へ) 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト) 6) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

チ) 6) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下6)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下6)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

7) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデ

リバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

8) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する公社債をロ)に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

ロ) イ)の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

11) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12) 外国為替予約の指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の指図をすることができます。この外国為替取引の指図は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建て資産の実質時価総額の範囲内で行うこととします。

ロ) イ)の範囲を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

<その他の留意点>

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

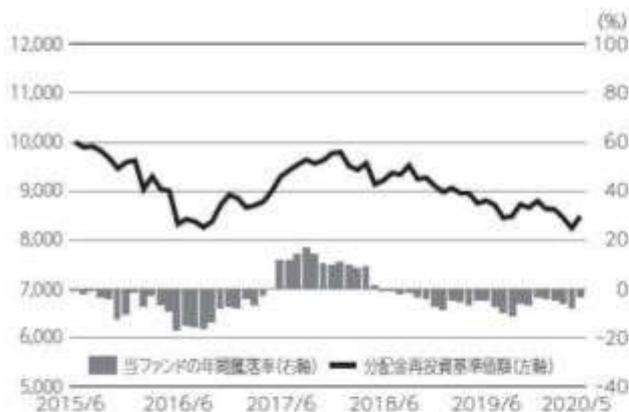
（２）リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

上記体制は2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2015年6月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の利益について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発展した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に1.10%(税抜1.00%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とし

ます。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・ 販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、3ヵ月ユーロLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の水準^{*} に応じて年0.44%（税抜0.40%）～年0.77%（税抜0.70%）の率を乗じて得た額とします。

^{*} 毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日、以下「当該日」）の2営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日（ロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日）の水準。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 3ヵ月ユーロLIBORの水準 | 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 | | | |
|-------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | 総額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 1.00%以上の場合 | 0.770% （税抜0.70%） | 0.32% （税抜） | 0.34% （税抜） | 0.04% （税抜） |
| 0.50%以上1.00%未満の場合 | 0.605% （税抜0.55%） | 0.25% （税抜） | 0.26% （税抜） | 0.04% （税抜） |
| 0.50%未満の場合 | 0.440% （税抜0.40%） | 0.18% （税抜） | 0.18% （税抜） | 0.04% （税抜） |

上記料率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されません。

| 役務の内容 | |
|-------|--|
| 委託会社 | 委託した資金の運用、基準価額の計算等 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等 |
| 受託会社 | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- 1) 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
- 2) 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 3) 外貨建資産の保管等に要する費用
- 4) 借入金の利息
- 5) 信託財産に関する租税
- 6) 受託会社の立替えた立替金の利息
- 7) 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

^{*} 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記の1)から6)までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

上記の7)の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 2) 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 3) 外貨建資産の保管等に要する費用
- 4) 信託財産に関する租税
- 5) 受託会社の立替えた立替金の利息
- 6) 信託事務等に要する諸費用

上記のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記の4)から6)までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

上記のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- 1) 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- 2) 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- 4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

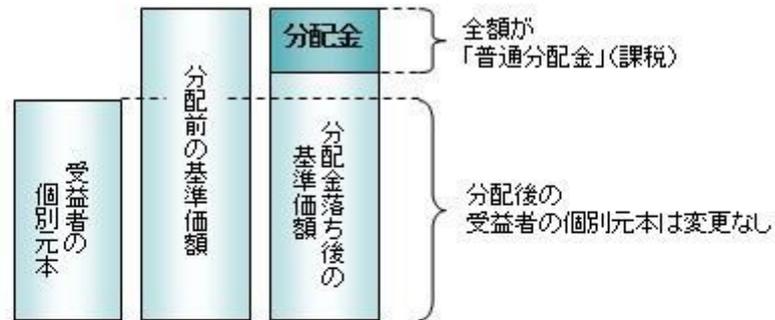
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

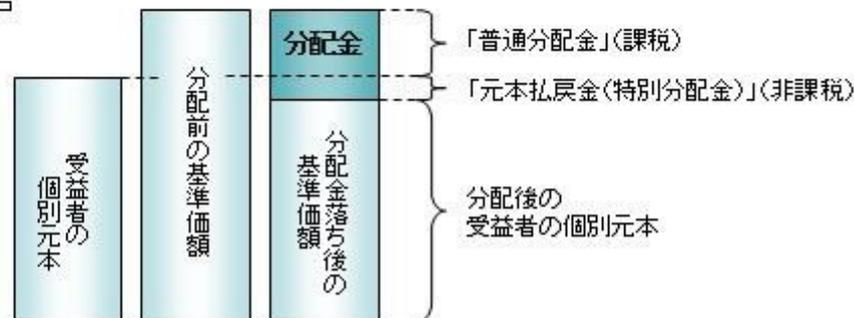
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2020年5月29日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【LM・ユーロ毎月分配型ファンド】

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国名/地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,476,558,717 | 100.01 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 502,428 | 0.01 |
| 合計(純資産総額) | | 3,476,056,289 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|---------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | L M・ユーロ短期投資適格債マ ザーファンド | 2,677,983,914 | 1.2604 | 3,375,330,926 | 1.2982 | 3,476,558,717 | 100.01 |

b. 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.01 |
| 合計 | 100.01 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期間末 | 純資産総額(円) | | 基準価額(円) | |
|------------------------|---------------|---------------|---------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第17特定期間末 (2010年11月18日) | 7,532,766,700 | 7,764,253,563 | 8,147 | 8,387 |
| 第18特定期間末 (2011年 5月18日) | 6,941,949,558 | 7,152,153,106 | 8,178 | 8,418 |
| 第19特定期間末 (2011年11月18日) | 5,274,145,223 | 5,465,778,564 | 7,040 | 7,280 |
| 第20特定期間末 (2012年 5月18日) | 4,298,032,796 | 4,460,431,927 | 6,723 | 6,963 |
| 第21特定期間末 (2012年11月19日) | 3,811,286,564 | 3,955,515,701 | 6,727 | 6,967 |
| 第22特定期間末 (2013年 5月20日) | 4,203,621,827 | 4,330,324,155 | 8,297 | 8,537 |
| 第23特定期間末 (2013年11月18日) | 3,868,677,298 | 3,985,209,075 | 8,256 | 8,496 |
| 第24特定期間末 (2014年 5月19日) | 3,610,808,589 | 3,717,734,016 | 8,269 | 8,509 |
| 第25特定期間末 (2014年11月18日) | 3,368,355,623 | 3,469,190,245 | 8,393 | 8,633 |
| 第26特定期間末 (2015年 5月18日) | 2,911,032,546 | 3,003,417,952 | 7,647 | 7,887 |
| 第27特定期間末 (2015年11月18日) | 2,738,384,576 | 2,813,086,258 | 7,137 | 7,337 |
| 第28特定期間末 (2016年 5月18日) | 2,358,147,948 | 2,403,052,059 | 6,575 | 6,695 |
| 第29特定期間末 (2016年11月18日) | 2,015,991,593 | 2,056,932,520 | 6,123 | 6,243 |
| 第30特定期間末 (2017年 5月18日) | 1,890,356,177 | 1,927,532,777 | 6,358 | 6,478 |
| 第31特定期間末 (2017年11月20日) | 5,561,299,777 | 5,621,356,867 | 6,622 | 6,742 |
| 第32特定期間末 (2018年 5月18日) | 5,556,806,876 | 5,661,351,800 | 6,436 | 6,556 |
| 第33特定期間末 (2018年11月19日) | 5,125,777,045 | 5,228,810,861 | 6,172 | 6,292 |
| 第34特定期間末 (2019年 5月20日) | 4,488,767,090 | 4,584,677,323 | 5,784 | 5,904 |

| | | | | | |
|----------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|
| 第35特定期間末 | (2019年11月18日) | 4,103,982,901 | 4,172,361,756 | 5,563 | 5,653 |
| 第36特定期間末 | (2020年 5月18日) | 3,376,843,951 | 3,396,956,499 | 5,275 | 5,305 |
| | 2019年 5月末日 | 4,433,270,410 | | 5,724 | |
| | 6月末日 | 4,428,982,812 | | 5,740 | |
| | 7月末日 | 4,308,822,111 | | 5,662 | |
| | 8月末日 | 4,134,789,750 | | 5,471 | |
| | 9月末日 | 4,113,343,975 | | 5,469 | |
| | 10月末日 | 4,178,453,622 | | 5,623 | |
| | 11月末日 | 4,072,182,153 | | 5,575 | |
| | 12月末日 | 4,034,122,420 | | 5,658 | |
| | 2020年 1月末日 | 3,807,272,718 | | 5,548 | |
| | 2月末日 | 3,642,300,998 | | 5,539 | |
| | 3月末日 | 3,524,003,448 | | 5,421 | |
| | 4月末日 | 3,424,267,150 | | 5,283 | |
| | 5月末日 | 3,476,056,289 | | 5,432 | |

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|---------|-------------------------|---------------|
| 第17特定期間 | 2010年 5月19日～2010年11月18日 | 240 |
| 第18特定期間 | 2010年11月19日～2011年 5月18日 | 240 |
| 第19特定期間 | 2011年 5月19日～2011年11月18日 | 240 |
| 第20特定期間 | 2011年11月19日～2012年 5月18日 | 240 |
| 第21特定期間 | 2012年 5月19日～2012年11月19日 | 240 |
| 第22特定期間 | 2012年11月20日～2013年 5月20日 | 240 |
| 第23特定期間 | 2013年 5月21日～2013年11月18日 | 240 |
| 第24特定期間 | 2013年11月19日～2014年 5月19日 | 240 |
| 第25特定期間 | 2014年 5月20日～2014年11月18日 | 240 |
| 第26特定期間 | 2014年11月19日～2015年 5月18日 | 240 |
| 第27特定期間 | 2015年 5月19日～2015年11月18日 | 200 |
| 第28特定期間 | 2015年11月19日～2016年 5月18日 | 120 |
| 第29特定期間 | 2016年 5月19日～2016年11月18日 | 120 |
| 第30特定期間 | 2016年11月19日～2017年 5月18日 | 120 |
| 第31特定期間 | 2017年 5月19日～2017年11月20日 | 120 |
| 第32特定期間 | 2017年11月21日～2018年 5月18日 | 120 |
| 第33特定期間 | 2018年 5月19日～2018年11月19日 | 120 |
| 第34特定期間 | 2018年11月20日～2019年 5月20日 | 120 |
| 第35特定期間 | 2019年 5月21日～2019年11月18日 | 90 |
| 第36特定期間 | 2019年11月19日～2020年 5月18日 | 30 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第17特定期間 | 2010年 5月19日～2010年11月18日 | 0.59 |
| 第18特定期間 | 2010年11月19日～2011年 5月18日 | 3.33 |
| 第19特定期間 | 2011年 5月19日～2011年11月18日 | 10.98 |
| 第20特定期間 | 2011年11月19日～2012年 5月18日 | 1.09 |
| 第21特定期間 | 2012年 5月19日～2012年11月19日 | 3.63 |
| 第22特定期間 | 2012年11月20日～2013年 5月20日 | 26.91 |
| 第23特定期間 | 2013年 5月21日～2013年11月18日 | 2.40 |
| 第24特定期間 | 2013年11月19日～2014年 5月19日 | 3.06 |
| 第25特定期間 | 2014年 5月20日～2014年11月18日 | 4.40 |
| 第26特定期間 | 2014年11月19日～2015年 5月18日 | 6.03 |
| 第27特定期間 | 2015年 5月19日～2015年11月18日 | 4.05 |
| 第28特定期間 | 2015年11月19日～2016年 5月18日 | 6.19 |
| 第29特定期間 | 2016年 5月19日～2016年11月18日 | 5.05 |
| 第30特定期間 | 2016年11月19日～2017年 5月18日 | 5.80 |
| 第31特定期間 | 2017年 5月19日～2017年11月20日 | 6.04 |
| 第32特定期間 | 2017年11月21日～2018年 5月18日 | 1.00 |
| 第33特定期間 | 2018年 5月19日～2018年11月19日 | 2.24 |
| 第34特定期間 | 2018年11月20日～2019年 5月20日 | 4.34 |
| 第35特定期間 | 2019年 5月21日～2019年11月18日 | 2.26 |
| 第36特定期間 | 2019年11月19日～2020年 5月18日 | 4.64 |

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------|---------------|
| 第17特定期間 | 74,711,850 | 1,180,937,909 |
| 第18特定期間 | 60,287,115 | 818,424,981 |
| 第19特定期間 | 53,339,091 | 1,050,146,620 |
| 第20特定期間 | 49,894,004 | 1,148,530,835 |
| 第21特定期間 | 51,273,523 | 777,988,459 |
| 第22特定期間 | 39,279,098 | 639,063,422 |
| 第23特定期間 | 31,672,556 | 411,938,237 |
| 第24特定期間 | 168,777,799 | 488,275,700 |
| 第25特定期間 | 66,628,416 | 420,046,019 |
| 第26特定期間 | 146,043,706 | 352,195,426 |

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 第27特定期間 | 751,009,380 | 720,820,136 |
| 第28特定期間 | 474,183,077 | 724,537,392 |
| 第29特定期間 | 19,009,374 | 313,217,825 |
| 第30特定期間 | 18,779,909 | 338,390,267 |
| 第31特定期間 | 8,128,999,117 | 2,704,130,011 |
| 第32特定期間 | 3,233,824,547 | 2,997,452,622 |
| 第33特定期間 | 991,681,760 | 1,321,392,779 |
| 第34特定期間 | 70,225,284 | 614,188,405 |
| 第35特定期間 | 62,165,125 | 445,946,821 |
| 第36特定期間 | 17,183,229 | 992,394,868 |

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

投資状況

| 資産の種類 | 国名/地域名 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|----------|---------------|---------|
| 社債券 | 日本 | 47,906,938 | 1.33 |
| | アメリカ | 622,812,713 | 17.33 |
| | カナダ | 59,429,787 | 1.65 |
| | ドイツ | 178,339,755 | 4.96 |
| | イタリア | 102,498,499 | 2.85 |
| | フランス | 48,078,902 | 1.34 |
| | オランダ | 270,214,978 | 7.52 |
| | ベルギー | 169,477,685 | 4.72 |
| | ルクセンブルク | 115,555,502 | 3.22 |
| | フィンランド | 148,198,339 | 4.12 |
| | イギリス | 507,134,624 | 14.11 |
| | スイス | 120,766,847 | 3.36 |
| | スウェーデン | 111,996,793 | 3.12 |
| | ノルウェー | 311,082,620 | 8.66 |
| | デンマーク | 216,917,717 | 6.04 |
| | オーストラリア | 176,020,222 | 4.90 |
| | ニュージーランド | 154,904,620 | 4.31 |
| | 小計 | 3,361,336,541 | 93.53 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 232,581,903 | 6.47 |
| 合計(純資産総額) | | 3,593,918,444 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------|----|------|---------------|---------|
| 債券先物取引 | 売建 | ドイツ | 1,014,215,637 | 28.22 |

(注)先物取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------------------|-----|-----------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 社債券 | BANK OF AMERICA CORP | 1,400,000 | 12,210.94 | 170,953,218 | 12,066.79 | 168,935,156 | 1.375 | 2021/9/10 | 4.70 |
| 2 | ノル ウェー | 社債券 | DNB NOR BANK | 1,300,000 | 12,093.12 | 157,210,619 | 11,949.33 | 155,341,350 | 3.875 | 2020/6/29 | 4.32 |
| 3 | ニュー ジーラン ド | 社債券 | ASB FINANCE LTD | 1,300,000 | 11,944.21 | 155,274,757 | 11,915.74 | 154,904,620 | 0.500 | 2020/6/17 | 4.31 |
| 4 | フィンラ ンド | 社債券 | NORDEA BANK ABP | 1,240,000 | 12,097.88 | 150,013,832 | 11,951.47 | 148,198,339 | 4.000 | 2020/6/29 | 4.12 |
| 5 | オランダ | 社債券 | ABN AMRO BANK NV FRN | 1,200,000 | 11,949.93 | 143,399,164 | 11,921.69 | 143,060,358 | 0.180 | 2021/1/15 | 3.98 |
| 6 | イギリス | 社債券 | LLOYDS BANK PLC | 1,000,000 | 12,077.16 | 120,771,612 | 12,140.41 | 121,404,192 | 1.375 | 2022/9/8 | 3.38 |
| 7 | アメリカ | 社債券 | MORGAN STANLEY | 1,000,000 | 12,254.78 | 122,547,839 | 12,113.61 | 121,136,149 | 2.375 | 2021/3/31 | 3.37 |
| 8 | スイス | 社債券 | UBS AG LONDON | 1,000,000 | 12,194.98 | 121,949,808 | 12,076.68 | 120,766,847 | 1.250 | 2021/9/3 | 3.36 |
| 9 | アメリカ | 社債券 | WELLS FARGO & CO FRN | 1,000,000 | 11,984.47 | 119,844,780 | 11,825.91 | 118,259,160 | 0.268 | 2022/1/31 | 3.29 |
| 10 | ベルギー | 社債券 | KBC GROUP NV FRN | 1,000,000 | 12,006.87 | 120,068,744 | 11,724.41 | 117,244,172 | 0.268 | 2022/11/24 | 3.26 |
| 11 | ドイツ | 社債券 | SAP SE | 900,000 | 12,021.17 | 108,190,531 | 11,944.92 | 107,504,342 | 0.250 | 2022/3/10 | 2.99 |
| 12 | アメリカ | 社債券 | GOLDMAN SACHS GROUP FRN | 900,000 | 12,054.88 | 108,493,954 | 11,924.91 | 107,324,217 | 0.839 | 2021/7/27 | 2.99 |
| 13 | アメリカ | 社債券 | AMERICAN EXPRESS | 900,000 | 12,084.18 | 108,757,709 | 11,906.44 | 107,158,031 | 0.625 | 2021/11/22 | 2.98 |
| 14 | イギリス | 社債券 | BP CAPITAL MARKETS PLC | 800,000 | 12,374.86 | 98,998,936 | 12,153.16 | 97,225,329 | 2.177 | 2021/9/28 | 2.71 |
| 15 | オースト ラリア | 社債券 | NATIONAL AUSTRALIA B FRN | 770,000 | 11,983.64 | 92,274,060 | 11,935.87 | 91,906,222 | 0.346 | 2021/4/19 | 2.56 |
| 16 | オランダ | 社債券 | SHELL INTL FIN | 760,000 | 12,160.55 | 92,420,196 | 12,075.25 | 91,771,938 | 1.625 | 2021/3/24 | 2.55 |
| 17 | イギリス | 社債券 | SKY LTD | 760,000 | 12,228.57 | 92,937,173 | 12,073.22 | 91,756,547 | 1.500 | 2021/9/15 | 2.55 |
| 18 | ノル ウェー | 社債券 | SPAREBANK 1 SMN FRN | 770,000 | 11,942.06 | 91,953,922 | 11,916.09 | 91,753,950 | 0.242 | 2020/11/9 | 2.55 |
| 19 | オースト ラリア | 社債券 | NATIONAL AUSTRALIA BANK | 700,000 | 12,113.85 | 84,796,972 | 12,016.28 | 84,114,000 | 2.000 | 2020/11/12 | 2.34 |
| 20 | デンマー ク | 社債券 | NYKREDIT FRN | 660,000 | 11,961.96 | 78,948,952 | 11,710.35 | 77,288,375 | 0.145 | 2022/6/2 | 2.15 |
| 21 | デンマー ク | 社債券 | DANSKE BANK A/S | 600,000 | 11,970.06 | 71,820,379 | 11,953.98 | 71,723,884 | 0.500 | 2021/5/6 | 2.00 |
| 22 | ドイツ | 社債券 | VOLKSWAGEN BANK GMBH FRN | 600,000 | 12,196.76 | 73,180,606 | 11,805.90 | 70,835,413 | 1.209 | 2022/8/1 | 1.97 |
| 23 | デンマー ク | 社債券 | NYKREDIT REALKREDIT AS | 570,000 | 11,930.86 | 68,005,956 | 11,913.23 | 67,905,458 | 0.375 | 2020/6/16 | 1.89 |
| 24 | ルクセン ブルク | 社債券 | ABBVIE INC FRN | 570,000 | 11,924.31 | 67,968,609 | 11,911.97 | 67,898,260 | 0.097 | 2020/11/15 | 1.89 |
| 25 | イタリア | 社債券 | INTESA SANPAOLO SPA | 550,000 | 12,245.01 | 67,347,584 | 12,029.50 | 66,162,300 | 2.000 | 2021/6/18 | 1.84 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----|--------------------------|---------|-----------|------------|-----------|------------|-------|------------|------|
| 26 | ノルウェー | 社債券 | SPAREBANKEN VEST | 540,000 | 11,882.50 | 64,165,515 | 11,849.50 | 63,987,320 | 0.500 | 2022/11/29 | 1.78 |
| 27 | イギリス | 社債券 | NATWEST MARKETS PLC FRN | 500,000 | 11,923.12 | 59,615,630 | 11,913.23 | 59,566,191 | 0.000 | 2020/6/8 | 1.66 |
| 28 | カナダ | 社債券 | BANK OF NOVA SCOTIA FRN | 500,000 | 11,831.63 | 59,158,171 | 11,885.95 | 59,429,787 | 0.264 | 2022/10/5 | 1.65 |
| 29 | スウェーデン | 社債券 | SKANDINAVISKA ENSKILDA | 470,000 | 12,164.00 | 57,170,832 | 12,156.02 | 57,133,318 | 0.750 | 2022/6/16 | 1.59 |
| 30 | スウェーデン | 社債券 | SVENSKA HANDELSBANKEN AB | 450,000 | 12,184.37 | 54,829,702 | 12,191.88 | 54,863,475 | 1.125 | 2022/12/14 | 1.53 |

(注) 2020年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----|---------|
| 社債券 | 93.53 |
| 合計 | 93.53 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 資産の種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 | 帳簿価額(円) | 評価額 | 評価額(円) | 投資比率(%) |
|--------|-----|-------------------|-------------|-------|----|-----|-------------|---------------|-----------|---------------|---------|
| 債券先物取引 | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | ES 2YR 2006 | 売建 | 76 | ユーロ | 8,542,638.8 | 1,017,684,560 | 8,513,520 | 1,014,215,637 | 28.22 |

(注1) 先物取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2) 評価額は、2020年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

参考情報

運用実績

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2010年5月末～2020年5月末

基準価額・純資産総額

| 基準価額 | 純資産総額 |
|--------|-------|
| 5,432円 | 35億円 |

分配の推移

| | |
|----------|--------|
| 2020年 1月 | 5円 |
| 2020年 2月 | 5円 |
| 2020年 3月 | 5円 |
| 2020年 4月 | 5円 |
| 2020年 5月 | 5円 |
| 直近1年間累計 | 120円 |
| 設定来累計 | 6,616円 |

※1万円当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。



主要な資産の状況(LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

| 種類 | 比率(%) |
|--------------|--------|
| 社債券 | 93.53 |
| 現金・預金・その他の資産 | 6.47 |
| 合計 | 100.00 |

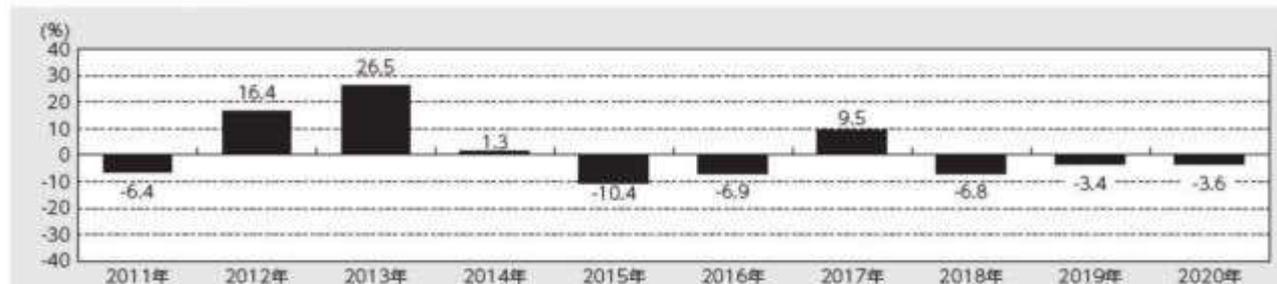
■組入上位10銘柄

| 銘柄 | 国 | 種類 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----------------------|----------|-----|-------|-------------|-------|
| BANK OF AMERICA CORP | アメリカ | 社債券 | 1.375 | 2021年9月10日 | 4.70 |
| DNB NOR BANK | ノルウェー | 社債券 | 3.875 | 2020年6月29日 | 4.32 |
| ASB FINANCE LTD | ニュージーランド | 社債券 | 0.500 | 2020年6月17日 | 4.31 |
| NORDEA BANK ABP | フィンランド | 社債券 | 4.000 | 2020年6月29日 | 4.12 |
| ABN AMRO BANK NV FRN | オランダ | 社債券 | 0.180 | 2021年1月15日 | 3.98 |
| LLOYDS BANK PLC | イギリス | 社債券 | 1.375 | 2022年9月8日 | 3.38 |
| MORGAN STANLEY | アメリカ | 社債券 | 2.375 | 2021年3月31日 | 3.37 |
| UBS AG LONDON | スイス | 社債券 | 1.250 | 2021年9月3日 | 3.36 |
| WELLS FARGO & CO FRN | アメリカ | 社債券 | 0.268 | 2022年1月31日 | 3.29 |
| KBC GROUP NV FRN | ベルギー | 社債券 | 0.268 | 2022年11月24日 | 3.26 |

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.01%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2020年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・欧州中央銀行の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（7）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・欧州中央銀行の休業日

(4) 解約制限

資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

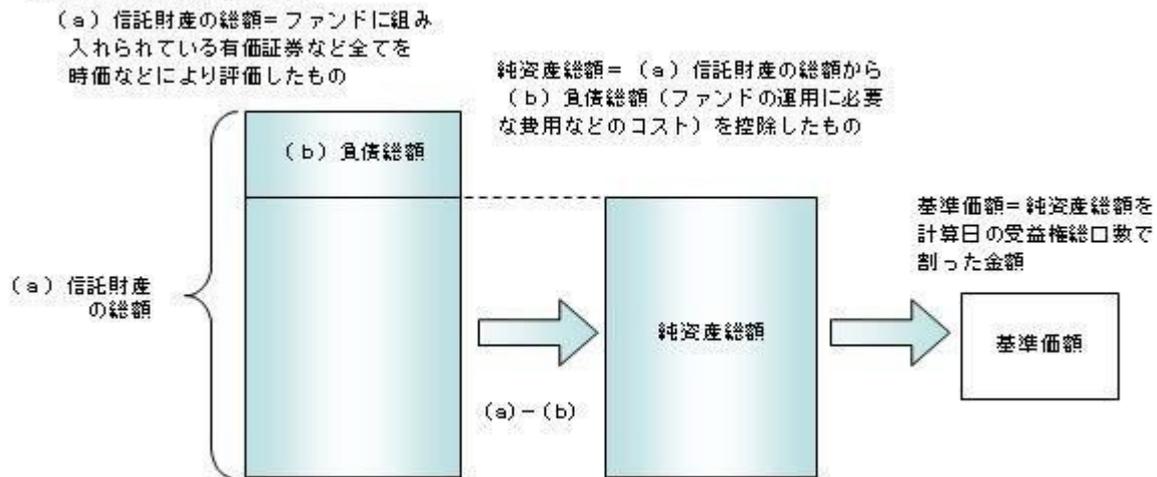
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2002年6月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合
 - ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

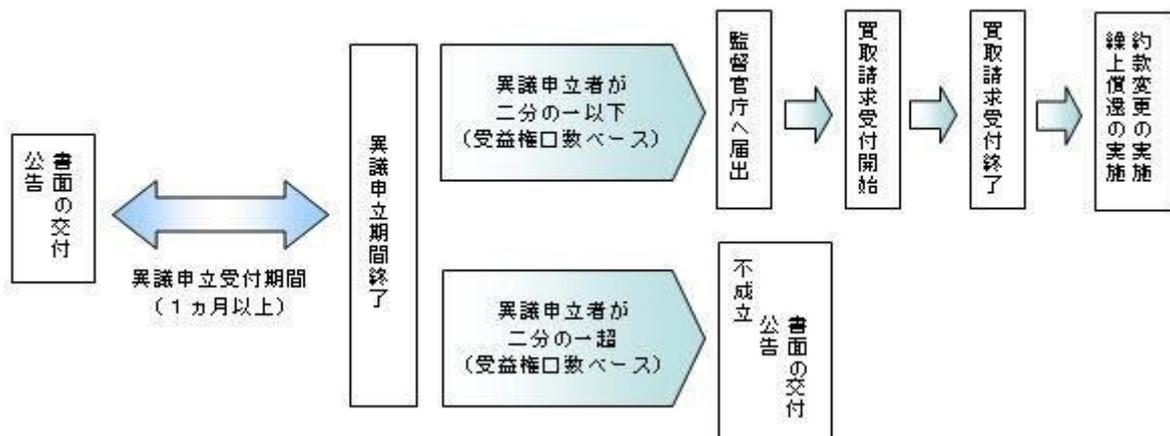
信託約款の変更

 - 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

 - 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年11月19日から2020年5月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・ユーロ毎月分配型ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 2019年11月18日現在 | 当期 2020年 5月18日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 4,109,377,320 | 3,381,333,612 |
| 未収入金 | 8,072,873 | 300 |
| 流動資産合計 | 4,117,450,193 | 3,381,333,912 |
| 資産合計 | 4,117,450,193 | 3,381,333,912 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 3,688,373 | 3,200,767 |
| 未払解約金 | 8,072,873 | 300 |
| 未払受託者報酬 | 154,488 | 115,645 |
| 未払委託者報酬 | 1,390,389 | 1,040,784 |
| その他未払費用 | 161,169 | 132,465 |
| 流動負債合計 | 13,467,292 | 4,489,961 |
| 負債合計 | 13,467,292 | 4,489,961 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,376,746,705 | 6,401,535,066 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,272,763,804 | 3,024,691,115 |
| 元本等合計 | 4,103,982,901 | 3,376,843,951 |
| 純資産合計 | 4,103,982,901 | 3,376,843,951 |
| 負債純資産合計 | 4,117,450,193 | 3,381,333,912 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期 | | 当期 | |
|---|----|------------------------------|----|------------------------------|
| | 自 | 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 | 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | 91,570,112 | | 158,436,346 |
| 営業収益合計 | | 91,570,112 | | 158,436,346 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 918,213 | | 818,597 |
| 委託者報酬 | | 8,263,836 | | 7,367,275 |
| その他費用 | | 882,218 | | 859,916 |
| 営業費用合計 | | 10,064,267 | | 9,045,788 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 101,634,379 | | 167,482,134 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 101,634,379 | | 167,482,134 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 101,634,379 | | 167,482,134 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 1,255,467 | | 2,662,314 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 3,271,761,311 | | 3,272,763,804 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 194,888,712 | | 440,723,444 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 194,888,712 | | 440,723,444 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 27,133,438 | | 7,718,387 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 27,133,438 | | 7,718,387 |
| 分配金 | | 68,378,855 | | 20,112,548 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 3,272,763,804 | | 3,024,691,115 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 当期 |
|-----------------|---|
| | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 前期 2019年11月18日現在 | | 当期 2020年 5月18日現在 | |
|--|----------------|--|----------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 7,376,746,705口 | 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 6,401,535,066口 |
| 2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 3,272,763,804円 | 2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 3,024,691,115円 |
| 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 一口当たり純資産額 | 0.5563円 | 一口当たり純資産額 | 0.5275円 |
| (一万口当たり純資産額) | (5,563円) | (一万口当たり純資産額) | (5,275円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|---|--|-------------------------------------|
| | 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。 | 同左 |
| 2. 分配金の計算過程 | 2019年 5月21日から 2019年 6月18日までの計算期間 | 2019年11月19日から 2019年12月18日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 3,058,132円 | 4,219,241円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 622,605,525円 | 530,778,704円 |
| 分配準備積立金額 | - 円 | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 625,663,657円 | 534,997,945円 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,732,997,729口 | 7,152,120,543口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 809.08円 | 748.01円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 15,465,995円 | 3,576,060円 |
| | 2019年 6月19日から 2019年 7月18日まで の計算期間 | 2019年12月19日から 2020年 1月20日まで の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 3,167,441円 | 3,162,889円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 605,564,190円 | 518,270,272円 |
| 分配準備積立金額 | - 円 | 627,772円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 608,731,631円 | 522,060,933円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,674,248,735口 | 6,983,562,448口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 793.22円 | 747.54円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 15,348,497円 | 3,491,781円 |
| | 2019年 7月19日から 2019年 8月19日まで の計算期間 | 2020年 1月21日から 2020年 2月18日まで の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 3,008,268円 | 2,399,849円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 584,356,195円 | 495,489,616円 |
| 分配準備積立金額 | - 円 | 285,619円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 587,364,463円 | 498,175,084円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,557,462,481口 | 6,676,586,813口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 777.20円 | 746.15円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 15,114,924円 | 3,338,293円 |
| | 2019年 8月20日から 2019年 9月18日まで の計算期間 | 2020年 2月19日から 2020年 3月18日まで の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 4,191,840円 | 2,251,983円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 568,952,412円 | 483,669,180円 |
| 分配準備積立金額 | - 円 | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 573,144,252円 | 485,921,163円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,513,885,806口 | 6,525,901,568口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 762.78円 | 744.60円 |
| 1万口当たり分配金額 | 20.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 15,027,771円 | 3,262,950円 |
| | 2019年 9月19日から 2019年10月18日まで の計算期間 | 2020年 3月19日から 2020年 4月20日まで の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 4,136,259円 | 1,800,519円 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 554,606,186円 | 479,662,994円 |
| 分配準備積立金額 | - 円 | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 558,742,445円 | 481,463,513円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,466,591,923口 | 6,485,394,672口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 748.31円 | 742.38円 |
| 1万口当たり分配金額 | 5.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,733,295円 | 3,242,697円 |
| | 2019年10月19日から 2019年11月18日まで の計算期間 | 2020年 4月21日から 2020年 5月18日まで の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 2,804,936円 | 1,547,267円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円 | - 円 |
| 収益調整金額 | 547,933,405円 | 472,037,790円 |
| 分配準備積立金額 | 397,957円 | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 551,136,298円 | 473,585,057円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 7,376,746,705口 | 6,401,535,066口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 747.12円 | 739.80円 |
| 1万口当たり分配金額 | 5.00円 | 5.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,688,373円 | 3,200,767円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 当期 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |

| | | |
|----------------------------|--|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 当期 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
| 期首元本額 | 7,760,528,401円 | 7,376,746,705円 |
| 期中追加設定元本額 | 62,165,125円 | 17,183,229円 |
| 期中解約元本額 | 445,946,821円 | 992,394,868円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 | 当期 |
|-----------|-------------------|---------------|
| | 2019年11月18日現在 | 2020年 5月18日現在 |
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | |
| 親投資信託受益証券 | 16,201,958 | 31,385,645 |
| 合計 | 16,201,958 | 31,385,645 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 総口数（口） | 評価額（円） | 備考 |
|-----------|-----|------------------------|---------------|-------------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド | 2,682,533,608 | 3,381,333,612 | |
| | 小計 | 銘柄数：1 組入時価比率：100.1% | 2,682,533,608 | 3,381,333,612 100.0% | |
| 合計 | | | | 3,381,333,612 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンドの計算期間はLM・ユーロ毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

| | 2019年11月18日現在 | 2020年 5月18日現在 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 203,150,981 | 170,275,124 |
| コール・ローン | 21,278,583 | 10,522,922 |
| 社債券 | 3,982,138,240 | 3,275,697,892 |
| 派生商品評価勘定 | 6,263,941 | 1,620,542 |
| 未収利息 | 23,678,367 | 21,600,231 |
| 前払費用 | 1,843,952 | 1,803,337 |
| 差入委託証拠金 | 11,717,977 | 14,000,778 |
| 流動資産合計 | 4,250,072,041 | 3,495,520,826 |
| 資産合計 | 4,250,072,041 | 3,495,520,826 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 84,071 |
| 未払解約金 | 8,080,678 | 11,288 |
| 未払利息 | 63 | 30 |
| 流動負債合計 | 8,080,741 | 95,389 |
| 負債合計 | 8,080,741 | 95,389 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,216,292,287 | 2,773,026,540 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,025,699,013 | 722,398,897 |

| | 2019年11月18日現在 | 2020年 5月18日現在 |
|---------|---------------|---------------|
| 元本等合計 | 4,241,991,300 | 3,495,425,437 |
| 純資産合計 | 4,241,991,300 | 3,495,425,437 |
| 負債純資産合計 | 4,250,072,041 | 3,495,520,826 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 2019年11月18日現在 | | 2020年 5月18日現在 | |
|--|----------------|--|----------------|
| 1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 | 3,216,292,287口 | 1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 | 2,773,026,540口 |
| 2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 | 1.3189円 | 2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 | 1.2605円 |
| (一万口当たり純資産額) | (13,189円) | (一万口当たり純資産額) | (12,605円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|----|--------------------------------|--------------------------------|
| | | |

| | | |
|----------------------------|--|----|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を行っております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|--------------------|--|--------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動等

| 項目 | 自 2019年 5月21日 至 2019年11月18日 | 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日 |
|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額 | 3,443,738,834円 | 3,216,292,287円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 32,854,312円 | 16,506,040円 |
| 同期中における解約元本額 | 260,300,859円 | 459,771,787円 |
| 元本の内訳 | | |
| LM・ユーロ短期債ファンドVA（適格機関投資家専用） | 100,531,183円 | 90,492,932円 |
| LM・ユーロ毎月分配型ファンド | 3,115,761,104円 | 2,682,533,608円 |
| 計 | 3,216,292,287円 | 2,773,026,540円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 2019年11月18日現在 | 2020年 5月18日現在 |
|-----|-------------------|-------------------|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 社債券 | 21,212,265 | 38,655,556 |
| 合計 | 21,212,265 | 38,655,556 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

| 種類 | 2019年11月18日現在 | | | | 2020年 5月18日現在 | | | |
|--------|---------------|---|---------------|-----------|---------------|---|-------------|-----------|
| | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | うち1年超 | | | | うち1年超 | | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 債券先物取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 1,205,674,634 | - | 1,199,410,693 | 6,263,941 | 990,614,971 | - | 989,078,500 | 1,536,471 |
| 合計 | 1,205,674,634 | - | 1,199,410,693 | 6,263,941 | 990,614,971 | - | 989,078,500 | 1,536,471 |

(注) 時価の算定方法

外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|-----|--------------------------|--------------|--------------|----|
| 社債券 | ユーロ | ABBVIE INC FRN | 570,000.00 | 569,601.00 | |
| | | ABN AMRO BANK NV FRN | 1,200,000.00 | 1,199,532.00 | |
| | | AMERICAN EXPRESS | 900,000.00 | 894,447.00 | |
| | | ANHEUSER-BUSCH | 800,000.00 | 814,544.00 | |
| | | ASB FINANCE LTD | 1,300,000.00 | 1,300,377.00 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP | 1,400,000.00 | 1,410,528.00 | |
| | | BANK OF NOVA SCOTIA FRN | 500,000.00 | 495,045.00 | |
| | | BAYER CAPITAL CORP B FRN | 500,000.00 | 492,615.00 | |

| | | | | |
|----|--------------------------|---------------|-----------------|--|
| | BP CAPITAL MARKETS PLC | 800,000.00 | 814,472.00 | |
| | DNB NOR BANK | 1,300,000.00 | 1,305,629.00 | |
| | GOLDMAN SACHS GROUP FRN | 900,000.00 | 898,128.00 | |
| | INTESA SANPAOLO SPA | 550,000.00 | 554,515.50 | |
| | KBC GROUP NV FRN | 1,000,000.00 | 977,830.00 | |
| | LEEDS BUILDING SOCIETY | 450,000.00 | 453,982.50 | |
| | LLOYDS BANK PLC | 1,000,000.00 | 1,015,390.00 | |
| | MEDTRONIC GLOBAL HLDINGS | 400,000.00 | 399,696.00 | |
| | MORGAN STANLEY | 1,000,000.00 | 1,015,970.00 | |
| | MUFG BANK LTD | 400,000.00 | 400,748.00 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA B FRN | 770,000.00 | 770,385.00 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA BANK | 700,000.00 | 705,754.00 | |
| | NATWEST MARKETS PLC FRN | 500,000.00 | 499,950.00 | |
| | NORDEA BANK ABP | 1,240,000.00 | 1,245,567.60 | |
| | NYKREDIT FRN | 660,000.00 | 646,780.20 | |
| | NYKREDIT REALKREDIT AS | 570,000.00 | 569,960.10 | |
| | RCI BANQUE SA FRN | 410,000.00 | 402,542.10 | |
| | ROLLS-ROYCE PLC | 440,000.00 | 427,961.60 | |
| | SANTANDER UK PLC | 400,000.00 | 402,284.00 | |
| | SAP SE | 900,000.00 | 901,719.00 | |
| | SHELL INTL FIN | 760,000.00 | 769,682.40 | |
| | SKANDINAVISKA ENSKIL FRN | 1,000,000.00 | 1,000,050.00 | |
| | SKY LTD | 760,000.00 | 768,664.00 | |
| | SPAREBANK 1 SMN FRN | 770,000.00 | 769,838.30 | |
| | SVENSKA HANDELSBANKEN AB | 450,000.00 | 459,346.50 | |
| | UBS AG LONDON | 1,000,000.00 | 1,011,060.00 | |
| | UNICREDIT SPA | 300,000.00 | 305,217.00 | |
| | VOLKSWAGEN BANK GMBH FRN | 600,000.00 | 591,264.00 | |
| | WELLS FARGO & CO FRN | 1,000,000.00 | 987,440.00 | |
| 合計 | 銘柄数：37 | 28,200,000.00 | 28,248,515.80 | |
| | | | (3,275,697,892) | |
| | 組入時価比率：93.7% | | 100.0% | |
| 合計 | | | 3,275,697,892 | |
| | (外貨建証券の邦貨換算額) | | (3,275,697,892) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

以下は、2020年5月29日現在のファンドの状況であります。

【LM・ユーロ毎月分配型ファンド】

【純資産額計算書】

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 資産総額 | 3,478,242,103円 |
| 負債総額 | 2,185,814円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,476,056,289円 |
| 発行済口数 | 6,399,174,288口 |
| 1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ） | 5,432円 |

（参考）

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 資産総額 | 3,595,631,139円 |
| 負債総額 | 1,712,695円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,593,918,444円 |
| 発行済口数 | 2,768,423,810口 |
| 1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ） | 12,982円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知

するものとしします。

- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年5月末現在）

| | |
|---------------------|---------------|
| 資本金の額 | : 1,000百万円 |
| 委託会社が発行する株式総数 | : 100,000株 |
| 発行済株式総数 | : 78,270株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社の機構（2020年5月末現在）

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ペースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2020年5月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 70 | 1,014,178 |
| 合計 | 70 | 1,014,178 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令

第52号)に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第21期事業年度 (2019年3月31日) | 第22期事業年度 (2020年3月31日) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資 産 の 部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 880,774 | 1,725,429 |
| 前払費用 | 112,612 | 79,414 |
| 未収委託者報酬 | 583,757 | 547,446 |
| 未収運用受託報酬 | 2,378,281 | 1,524,149 |
| その他未収収益 | 10,952 | 6,536 |
| 関係会社短期貸付金 | 200,000 | - |
| 未収入金 | 420 | 1,299 |
| 未収利息 | 294 | 5 |
| 未収還付法人税等 | 39,285 | - |
| 未収還付消費税等 | 115,535 | - |
| 流動資産計 | 4,321,915 | 3,884,280 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 134,951 | 96,383 |
| 器具備品 | 11,407 | 7,911 |
| 有形固定資産計 | 146,359 | 104,295 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 11,063 | 5,561 |
| 無形固定資産計 | 11,063 | 5,561 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 114,674 | 113,682 |
| 長期差入保証金 | 64,577 | 47,234 |
| 前払年金費用 | 17,828 | - |
| 繰延税金資産 | 265,899 | 264,031 |
| 投資その他の資産計 | 462,979 | 424,948 |
| 固定資産計 | 620,402 | 534,804 |
| 資産合計 | 4,942,317 | 4,419,084 |

(単位：千円)

| | 第21期事業年度 (2019年3月31日) | 第22期事業年度 (2020年3月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 負 債 の 部 | | |
| 流動負債 | | |

| | | | | |
|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 預り金 | | 35,474 | | 24,969 |
| 未払金 | | 866,176 | | 873,086 |
| 未払手数料 | | 197,747 | | 182,218 |
| 未払消費税等 | | - | | 110,220 |
| その他未払金 | | 668,429 | | 580,647 |
| 未払費用 | 2 | 1,766,612 | 2 | 897,737 |
| 未払法人税等 | | - | | 128,914 |
| 前受金 | | 54,948 | | 55,809 |
| 流動負債計 | | 2,723,212 | | 1,980,516 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 63,388 | | 114,484 |
| 役員退職慰労引当金 | | 23,971 | | 28,805 |
| 固定負債計 | | 87,360 | | 143,289 |
| 負債合計 | | 2,810,573 | | 2,123,805 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 226,405 | | 226,405 |
| 資本剰余金計 | | 226,405 | | 226,405 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 23,594 | | 23,594 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 881,744 | | 1,045,279 |
| 利益剰余金計 | | 905,338 | | 1,068,873 |
| 株主資本合計 | | 2,131,744 | | 2,295,279 |
| 純資産合計 | | 2,131,744 | | 2,295,279 |
| 負債純資産合計 | | 4,942,317 | | 4,419,084 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|---------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 12,884,041 | 11,301,219 |
| 運用受託報酬 | 3,387,425 | 2,646,802 |
| その他営業収益 | 132,141 | 108,373 |
| 営業収益計 | 16,403,607 | 14,056,395 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 4,796,984 | 4,092,785 |
| 広告宣伝費 | 62,862 | 18,009 |
| 調査費 | 6,722,803 | 5,546,642 |
| 調査費 | 252,766 | 273,944 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 委託調査費 | 6,468,119 | 5,270,246 |
| 函書費 | 1,917 | 2,451 |
| 委託計算費 | 270,414 | 257,992 |
| 営業雑経費 | 192,063 | 180,565 |
| 通信費 | 40,437 | 34,601 |
| 印刷費 | 135,100 | 132,535 |
| 協会費 | 15,905 | 12,675 |
| 諸会費 | 620 | 753 |
| 営業費用計 | 12,045,128 | 10,095,995 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,900,569 | 1,809,981 |
| 役員報酬 | 127,113 | 124,873 |
| 給料・手当 | 1,191,407 | 1,187,559 |
| 賞与 | 582,049 | 497,547 |
| 交際費 | 29,370 | 13,281 |
| 旅費交通費 | 75,438 | 44,100 |
| 租税公課 | 45,641 | 45,151 |
| 不動産賃借料 | 254,640 | 254,898 |
| 退職給付費用 | 113,999 | 183,138 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 19,515 | 4,833 |
| 固定資産減価償却費 | 37,658 | 35,442 |
| 業務委託費 | 241,636 | 244,940 |
| 諸経費 | 1 | 476,451 |
| 一般管理費計 | 3,282,224 | 3,112,220 |
| 営業利益 | 1,076,254 | 848,179 |

(単位：千円)

| | 第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,279 | 495 |
| 受取配当金 | 1,829 | 1,738 |
| 投資有価証券売却益 | 59 | 392 |
| 還付加算金 | - | 1,056 |
| 営業外収益計 | 3,167 | 3,682 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 6,527 | 74,846 |
| 営業外費用計 | 6,527 | 74,846 |
| 経常利益 | 1,072,894 | 777,015 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | - | 14,174 |
| 特別損失計 | - | 14,174 |
| 税引前当期純利益 | 1,072,894 | 762,840 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 385,547 | 297,438 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 法人税等調整額 | 16,916 | 1,868 |
| 法人税等合計 | 402,463 | 299,306 |
| 当期純利益 | 670,430 | 463,534 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 226,405 | 23,594 | 2,011,313 | 2,034,907 | 3,261,313 | 3,261,313 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 1,800,000 | 1,800,000 | 1,800,000 | 1,800,000 |
| 当期純利益 | - | - | - | 670,430 | 670,430 | 670,430 | 670,430 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,129,569 | 1,129,569 | 1,129,569 | 1,129,569 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 226,405 | 23,594 | 881,744 | 905,338 | 2,131,744 | 2,131,744 |

第22期事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 226,405 | 23,594 | 881,744 | 905,338 | 2,131,744 | 2,131,744 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 |
| 当期純利益 | - | - | - | 463,534 | 463,534 | 463,534 | 463,534 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 163,534 | 163,534 | 163,534 | 163,534 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 226,405 | 23,594 | 1,045,279 | 1,068,873 | 2,295,279 | 2,295,279 |

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | (1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。 |

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

| 第21期事業年度 (2019年3月31日) | | 第22期事業年度 (2020年3月31日) | |
|--|-----------|--|-----------|
| 1 固定資産の減価償却累計額 | | 1 固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物 | 259,509千円 | 建物 | 267,952千円 |
| 器具備品 | 198,385千円 | 器具備品 | 179,260千円 |
| 2 関係会社に対する資産及び負債 | | 2 関係会社に対する資産及び負債 | |
| 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりで あります。 | | 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりで あります。 | |
| 未払費用 | 15,145千円 | 未払費用 | 15,557千円 |

(損益計算書関係)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--|-----------|--|-----------|
| 1 関係会社との取引 | | 1 関係会社との取引 | |
| 諸経費 | 203,878千円 | 諸経費 | 209,942千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 78,270 | - | - | 78,270 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 2018年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,300,000 | 16,609.1 | 2018年 3月31日 | 2018年 6月29日 |
| 2018年11月15日 取締役会 | 普通株式 | 500,000 | 6,388.1 | 2018年 9月30日 | 2018年 11月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2019年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 300,000 | 3,832.8 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月27日 |

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 78,270 | - | - | 78,270 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2019年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 300,000 | 3,832.8 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2020年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 400,000 | 5,110.5 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月26日 |

(リース取引関係)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|---|-----------|---|-----------|
| オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 | | オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年以内 | 147,342千円 | 1年以内 | 151,060千円 |
| 1年超 | 36,835千円 | 1年超 | 647,276千円 |
| 合計 | 184,178千円 | 合計 | 798,337千円 |

(金融商品関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日

であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 880,774 | 880,774 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 583,757 | 583,757 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,378,281 | 2,378,281 | - |
| (4) 関係会社短期貸付金 | 200,000 | 200,000 | - |
| (5) 投資有価証券 | 105,388 | 105,388 | - |
| 資産計 | 4,148,201 | 4,148,201 | - |
| (1) その他未払金 | 668,429 | 668,429 | - |
| (2) 未払手数料 | 197,747 | 197,747 | - |
| (3) 未払費用 | 1,766,612 | 1,766,612 | - |
| 負債計 | 2,632,788 | 2,632,788 | - |

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 現金及び預金 | 880,774 | - |
| 未収委託者報酬 | 583,757 | - |
| 未収運用受託報酬 | 2,378,281 | - |
| 関係会社短期貸付金 | 200,000 | - |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | - | 63,388 |
| 合計 | 4,042,813 | 63,388 |

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社

との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,725,429 | 1,725,429 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 547,446 | 547,446 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,524,149 | 1,524,149 | - |
| (4) 投資有価証券 | 104,396 | 104,396 | - |
| 資産計 | 3,901,421 | 3,901,421 | - |
| (1) その他未払金 | 580,647 | 580,647 | - |
| (2) 未払手数料 | 182,218 | 182,218 | - |
| (3) 未払費用 | 897,737 | 897,737 | - |
| 負債計 | 1,660,603 | 1,660,603 | - |

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|----------|-----------|---------|
| 現金及び預金 | 1,725,429 | - |
| 未収委託者報酬 | 547,446 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,524,149 | - |

| | | |
|-----------------------------|-----------|--------|
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 1,401 | 61,995 |
| 合計 | 3,798,426 | 61,995 |

（有価証券関係）

| 第21期事業年度 (2019年3月31日) | 第22期事業年度 (2020年3月31日) |
|---|---|
| 1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,388千円 取得原価 63,388千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 - (注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 4,000千円 売却益の合計額 64千円 売却損の合計額 5千円 | 1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,396千円 取得原価 63,396千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 41,000千円 取得原価 41,000千円 差額 - (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 3,000千円 売却益の合計額 397千円 売却損の合計額 5千円 |

（退職給付関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 63,380千円 |
| 退職給付費用 | 113,399千円 |
| 退職給付の支払額 | -千円 |
| 前払年金費用 | 7,035千円 |
| 制度への拠出金 | 106,355千円 |

| | |
|--------------|----------|
| 退職給付引当金の期末残高 | 63,388千円 |
|--------------|----------|

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 995,061千円 |
| 年金資産 | 1,012,889千円 |
| | 17,828千円 |
| 非積立制度の退職給付債務 | 63,388千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 45,560千円 |

| | |
|---------------------|----------|
| 退職給付引当金 | 63,388千円 |
| 前払年金費用 | 17,828千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 45,560千円 |

(3) 退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 113,399千円 |
|----------------|-----------|

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 63,388千円 |
| 退職給付費用 | 183,138千円 |
| 退職給付の支払額 | -千円 |
| 前払年金費用 | 17,828千円 |
| 制度への拠出金 | 114,215千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 114,484千円 |

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,098,142千円 |
| 年金資産 | 1,047,055千円 |
| | 51,087千円 |
| 非積立制度の退職給付債務 | 63,396千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 114,484千円 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 退職給付引当金 | 114,484千円 |
| 前払年金費用 | -千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 114,484千円 |

(3) 退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 183,138千円 |
|----------------|-----------|

(ストック・オプション等関係)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--|---|
| 1. ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円 | 1. ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 209,942千円 |
| 2. ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。 | 2. ストック・オプション等の内容 同 左 |

(税効果会計関係)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|---|---|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 未払金 177,611 | 未払金 152,349 |
| 役員退職慰労引当金 7,340 | 役員退職慰労引当金 8,820 |
| 退職給付引当金 19,409 | 退職給付引当金 35,055 |
| 未払費用 61,344 | 未払費用 67,805 |
| 未払事業税 1,531 | 未払事業税 9,502 |
| ストック・オプション費用 77,662 | ストック・オプション費用 73,056 |
| 有価証券評価損 27,776 | 有価証券評価損 27,776 |
| 長期差入保証金 39,540 | 長期差入保証金 48,464 |
| 繰延税金資産小計 412,215 | 繰延税金資産小計 422,829 |
| 評価性引当額 140,856 | 評価性引当額 158,798 |
| 繰延税金資産合計 271,358 | 繰延税金資産合計 264,031 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 前払年金費用 5,458 | 前払年金費用 - |
| 繰延税金負債合計 5,458 | 繰延税金負債合計 - |
| 繰延税金資産の純額 265,899 | 繰延税金資産の純額 264,031 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |

| | (%) | | (%) |
|------------------------|------|------------------------|------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.6 | 法定実効税率 (調整) | 30.6 |
| 交際費等永久に損金に算入され ない項目 | 4.7 | 交際費等永久に損金に算入され ない項目 | 6.2 |
| 住民税均等割 | 0.2 | 住民税均等割 | 0.3 |
| 評価性引当金 | 2.7 | 評価性引当金 | 2.4 |
| その他 | 0.8 | その他 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の 負担率 | 37.3 | 税効果会計適用後の法人税等の 負担率 | 39.2 |

(資産除去債務関係)

第21期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-----------|
| 期首における資産除去債務認識額 | 101,623千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - |
| その他増減額(は減少) | 27,509千円 |
| 期末における資産除去債務認識額 | 129,132千円 |

第22期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-----------|
| 期首における資産除去債務認識額 | 129,132千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - |
| その他増減額(は減少) | 17,363千円 |
| 期末における資産除去債務認識額 | 146,496千円 |

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託委託業務 | 投資一任業務 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 12,884,041 | 3,387,425 | 132,141 | 16,403,607 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|---------------------------|-----------|
| LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型） | 5,338,096 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託委託業務 | 投資一任業務 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 11,301,219 | 2,646,802 | 108,373 | 14,056,395 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|---------------------------|-----------|
| LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型） | 4,026,379 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------|-------------------------|--------------|---------------|----------------------------|--|--------------------|----------|-------------------|---------|
| 親会社 | レグ・メイソン・ インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | 持株 会社 | 被所有 直接 100% | 資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担 | 資金の 貸付 (注1) | 200,000 | 関係会社 短期 貸付金 | 200,000 |
| | | | | | | | 諸経費 の支払 (注4) | 203,878 | 未払 費用 | 15,145 |

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------|---|-------------|--------------|-------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------|----------|----------|-------|
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド | 英国 ロンドン市 | - | 金融業 | - | サービス 契約 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注2) | 87,307 | 未払 費用 | 8,449 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----------------------------|----------|-------|---|--------|-----------------|--------------|---------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(注6) | 米国 カリフォルニア州 パサディナ | - | 金融業 | - | サービス契約 | その他営業収益の受取(注3) | 27,492 | その他未収収益 | 2,275 |
| | | | | | | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注2) | 490,082 | 未払費用 | 46,767 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | - | 金融業 | - | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注2) | 1,155,615 | 未払費用 | 163,546 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント(株) | 東京都 千代田区 | 億円 10 | 金融業 | - | 役員の兼任 | 委託調査費の支払(注2) | 87 | 未払費用 | 8 |
| | | | | | | 投資顧問契約 | 不動産賃借料等の支払(注4) | 6,689 | - | - |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ | ブラジル サンパウロ州 サンパウロ | - | 金融業 | - | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注2) | 227,817 | 未払費用 | 18,743 |
| 同一の親会社を持つ会社 | QS インベスターズ・エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注2) | 99,198 | 未払費用 | 11,935 |
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 役員の兼任 | その他営業収益の受取(注3) | 72,803 | その他未収収益 | 5,481 |
| | | | | | | サービス契約 | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注2) | 340,391 | 未払費用 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | サービス業 | - | サービス契約 | 調査費・諸経費等の支払(注4) | 184,889 | 前払費用 | 13,394 |
| | | | | | | | | 未払費用 | 17,575 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------------|----------------------------|---|-----|---|-----------------------------------|------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | 米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア | - | 金融業 | - | 役員の兼任 投資顧問 契約 | 委託調査費の支払 (注2) | 1,679,781 | 未払費用 | 1,151,499 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | - | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約 | その他営業 収益の受取 (注3) | 11,312 | その他 未収 収益 | 748 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払 (注2) | 2,384,090 | 未払 費用 | 178,125 |
| 同一の親会社を持つ会社 | エントラスト パーマル リミテッド | 英国 ロンドン市 | - | 金融業 | - | サービス 契約 | その他営業 収益の受取 (注3) | 3,296 | その他 未収 収益 | 822 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費の支払 (注2) | 3,747 | 未払 費用 | 2,607 |
| 同一の親会社を持つ会社 | マーティン・カーリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド | スコットランド エディンバラ | - | 金融業 | - | サービス 契約 | その他営業 収益の受取 (注3) | 16,849 | その他 未収 収益 | 1,624 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注6) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第22期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等 (単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------|-------------------------|----------|---------------|------------------------|--|--------------------|----------|----------|--------|
| 親会社 | レグ・メイソン・ インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | 持株 会社 | 被所有 直接 100% | 資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担 | 資金の 回収 | 200,000 | - | - |
| | | | | | | | 諸経費 の支払 (注3) | 209,942 | 未払 費用 | 15,557 |

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------|---|--------------------------------|----------|---------------|------------------------|--|------------------------|----------|-----------------|---------|
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・リミ テッド | 英国 ロンドン市 | - | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 100,306 | 未払 費用 | 8,360 |
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・エル エルシー | 米国 カリフォルニア州 パサディナ | - | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約 | その他営業 収益の受取 (注2) | 26,611 | その他 未収 収益 | 2,178 |
| | | | | | | | 委託調査費 の支払 (注1) | 564,387 | 未払 費用 | 45,992 |
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・ビー ティーワイ ・リミテ ッド | オーストラ リアビクト リア州メル ボルン | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 992,694 | 未払 費用 | 127,796 |
| 同一の親 会社を持 つ会社 | ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト(株) | 東京都 千代田区 | 億円 10 | 金融業 | - | 役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの 賃借 | 委託調査費 の支払 (注1) | 5,775 | 未払 費用 | 1,971 |
| | | | | | | | 不動産賃借 料等の支払 (注3) | 6,491 | - | - |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|----------------------------|---|-------|---|------------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ | ブラジル サンパウロ州 サンパウロ | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 235,089 | 未払 費用 | 17,510 |
| 同一の親会社を持つ会社 | QS インベスターズ ・エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 105,428 | 未払 費用 | 6,153 |
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・ インベストメンツ・ エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス 契約 | その他営業 収益の受取 (注2) | 54,061 | その他 未収 収益 | 2,416 |
| | | | | | | | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 327,702 | 未払 費用 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | サービス業 | - | サービス 契約 | 調査費・ 諸経費等 の支払 (注3) | 175,934 | 前払 費用 | 14,702 |
| | | | | | | | | 未払 費用 | 12,472 | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・ グローバル・ インベストメント・ マネジメント・ エルエルシー | 米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア | - | 金融業 | - | 役員の兼任 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 848,743 | 未払 費用 | 358,801 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・ オーストラリア・ リミテッド | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | - | 金融業 | - | サービス 契約 投資顧問 契約 | その他営業 収益の受取 (注2) | 7,809 | その他 未収 収益 | 393 |
| | | | | | | | 委託調査費 の支払 (注1) | 1,989,021 | 未払 費用 | 122,390 |
| 同一の親会社を持つ会社 | エントラスト パーマル リミテッド | 英国 ロンドン市 | - | 金融業 | - | サービス 契約 | その他営業 収益の受取 (注2) | 2,642 | その他 未収 収益 | 561 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ロイス・アンド・ アソシエイツ・ エルピー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 101,097 | 未払 費用 | 5,508 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------|-------------------|---|-----|---|------------|------------------------|--------|-----------------|-----|
| 同一の親会社を持つ会社 | マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド | スコットランド エディンバラ | - | 金融業 | - | サービス 契約 | その他営業 収益の受取 (注2) | 16,842 | その他 未収 収益 | 985 |
|-------------|---------------------------------|-------------------|---|-----|---|------------|------------------------|--------|-----------------|-----|

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 27,235円78銭 | 1株当たり純資産額 | 29,325円14銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 8,565円61銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 5,922円24銭 |
| (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 | | (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 | |
| 当期純利益 | 670,430千円 | 当期純利益 | 463,534千円 |
| 普通株式に帰属しない金額 | - | 普通株式に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 670,430千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 463,534千円 |
| 期中平均株式数 | 78千株 | 期中平均株式数 | 78千株 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

(重要な後発事象)

| 第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (2020年3月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|---|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2020年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (2020年3月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|-------|
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | |

| | | |
|---------------|--------------|---|
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松井証券株式会社 | 11,945百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,711,958百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

受益権の新規の募集の取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

名称

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

資本金の額

2020年3月末現在 9百万米ドル

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、2020年3月末現在の資本金の額を開示していないため、2020年3月末時点の親会社であるレグ・メイソン・インクの資本金の額を記載しております。

事業の内容

英国において資産運用業務等を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

直接の資本関係はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 当初元本額についての記載。
- 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
- 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注

記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月20日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 宮田 八郎

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ毎月分配型ファンドの2019年11月19日から2020年5月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ毎月分配型ファンドの2020年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。